

「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」への代執行の規定についての要望書

近年、少子・高齢化の進展や人口減少等に伴い、全国で空き家・空き地が増加している。

なかでも、適正な管理がなされず放置された空き家・空き地は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど、大きな社会問題になっている。本市においても、市内各地で空き家・空き地が散見されており、管理不良の状態となっている空き地・空き家の解消を願う市民の声は少なくない。

このような中、空き家対策については、平成27年5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）」が全面施行され、各自治体が特定空家等について、除却、修繕、立木竹の伐採等に関する助言又は指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行（以下「代執行」という。）が可能となり、また令和5年12月には同法が改正され、さらに踏み込んだ対応が可能となっている。

一方、空き地については、雑草等が放置され周辺的生活環境を著しく害する状況であっても、空家特措法のように代執行まで行える法律が整備されていないことから、各自治体においては独自に条例等を定めるなど、その対応は様々である。本市においては、「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」（以下「当該条例」という。）において、所有者等に対する指導又は助言、命令が可能であることを規定しているが、強制力があるものではなく、状態が改善しないケースも見られる。

また、全国市議会議長会は、令和5年度「空き家・空き地問題に関する特別委員会」を設置し、国に対し、空き家・空き地対策の更なる強化を要望する中で、空き地の草木の繁茂等の生活環境に係る問題について、空家特措法と同様の法整備を図ることを求めている。

本来は「土地所有者が対応すべき」という原則ではあるが、市民の安全・安心な生活環境を保全するために、当該条例に代執行を位置づけ、所有者等に対し適正な管理を求めていくことが必要である。

このようなことから、本市においても、当該条例に代執行を規定することを要望する。

令和6年3月19日

龍ヶ崎市議会

龍ヶ崎市長 萩原 勇 殿